

震災に便乗した悪質商法に注意!

地震や台風などの自然災害が起きると、全国の消費生活センターには、それに関連した様々な消費者トラブルの相談が寄せられます。なかでも、悪質業者との震災に便乗した住宅の屋根などの修理工事に関するトラブルが多くみられます。さらには、自然災害をきっかけや口実とした義援金詐欺なども起きています。

トラブル事例

事例1 地震で屋根瓦が落ちてしまった。訪問してきた業者に**屋根のふき替え工事**を勧められたが、**高額**なので**断っていた**。しかし、1日に3~4回訪問され、「判を押せ」と**せかされて**、契約してしまった。工事日も決まっていないのに「**内金30万円**をすぐ入れるように」と言われた。**クーリング・オフ**したい。(当事者:70歳代 女性)

事例2 義父が、**突然**訪問した業者に**屋根のシート掛け**の補修を勧められ、**約30万円**を**全額前払い**で支払った。あとで確認したところ、**薄いビニール**をテープで貼り付けただけの**ずさんな内容**だった。(当事者:60歳代 男性)



あわてないで! 震災に便乗した屋根修理サービス

※ 独立行政法人国民生活センター発行「見守り新鮮情報」から引用

消費者の皆様への アドバイス

☆不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。高齢者だけで過ごされる時間帯には、固定電話を留守番電話に切り替えてください。万が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしてください。

☆少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センターや警察に相談してください。

トラブルが起こった場合だけでなく、不安なことや疑問に感じたことがありましたら、最寄りの**消費生活センター**に相談してください。

中部消費生活相談室

【相談場所】倉吉交流プラザ2階（倉吉市駄経寺町187-1）

【電話番号】0858-22-3000

【受付時間】午前9時から午後5時30分まで

【開所日】火~土（祝日とその翌日はお休みです）

鳥取県くらしの安心局消費生活センター